

白河市小グループまちなか活動支援事業補助金交付要綱

平成29年3月31日
白河市告示第52号
平成31年3月29日
白河市告示第42号

(趣旨)

第1条 この要綱は、「自分のまちは、自分でつくる」の精神のもとに中心市街地における活動人口の増加及び活性化を図ることを目的として、白河市中心市街地活性化基本計画区域（以下「中心市街地」という。）内において自主的かつ意欲的な取り組みを行うグループに対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてグループとは、法人又は同好会、職業協会、ボランティア団体、自治会等の団体をいう。

(補助対象グループ)

第3条 補助対象となるグループは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 構成員の人数は、2人以上であること。
- (2) 中心市街地に居住する者、中心市街地に不動産を所有する者、又は中心市街地において事業を営む者のいずれかが、構成員として1人以上所属していること。
- (3) 成人の代表者（この要綱により補助金の交付を受けている他のグループの代表者となっている者以外の者に限る。）を置いていること。
- (4) 収支を管理していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるグループは、補助の対象としない。

- (1) 政治的活動、宗教的活動を企図するもの
- (2) 公序良俗に反すると認められるもの
- (3) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる取組は、補助対象グループが中心市街地において自主的かつ意欲的に行う、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 商店街又は主要な通りの景観形成等により中心市街地のイメージアップを図る事業
- (2) 商店街及び個店の連携機能強化、売上げ増加等に寄与する事業
- (3) 中心市街地に関する情報やイベント情報等を発信する事業
- (4) 中心市街地の住民をはじめとする多様な人々との交流を可能にする機能を創出し、中心市街地に賑わいをもたらす事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象事業としない。

- (1) 白河市から他の補助金等の交付を受けている事業
- (2) 補助金の交付決定があった年度内に完了しないおそれがある事業
- (3) 他の団体の本来的な活動に含まれる事業
- (4) 宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業
- (5) 売名を目的とする事業
- (6) 事業の効果が、特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (7) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係るものであって、別表に規定するものとする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費の総額から、国、県等から交付されている補助金及び事業の実施に係る収入を控除して算定し、50万円を上限とする。

(補助金の受給資格申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするグループは、白河市小グループまちなか活動支援事業補助金受給資格認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助金の受給資格の認定（以下「認定」という。）を市長に申請しなければならない。

- (1) 白河市小グループまちなか活動事業計画書（第2号様式）
- (2) 白河市小グループまちなか活動事業収支予算書（第3号様式）
- (3) 小グループ構成員名簿（第4号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 ひとつのグループが申し込むことができる補助対象事業は、1年度当たり1事業とし、前年度において中心市街地の活性化に著しい効果をもたらした事業を除き、前年度以前に実施した事業と同一の事業を申請することはできない。

(事業の審査)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、第3条及び第4条に規定する受給資格の適合性に係る審査及び必要な調査等を実施する。

2 市長は、前項の審査を行うに当たり、白河市中心市街地活性化協議会に補助させるものとする。

(補助金の受給資格認定)

第9条 市長は、前条第2項の規定による白河市中心市街地活性化協議会の審査結果を尊重し、補助金の受給資格認定を行い、白河市小グループまちなか活動支援事業補助金受給資格認定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、受給資格を認定しないことと決定したときは、白河市小グループまちなか活動支援事業補助金受給資格不認定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する通知に際して必要な条件を付することができる。

(審査の開示)

第10条 前条に規定する通知を受けた補助対象グループが、審査結果の開示を希望したときは、白河市情報公開条例（平成17年白河市条例第19号。）の規定により公開するものとし、各審査員の補助対象事業に対する審査結果が特定されないように配慮することとする。

(補助金の交付申請)

第11条 第9条第1項の規定により認定を受けたグループ（以下「受給資格グループ」という。）が、補助金の交付を受けようとするときは、第9条第3項の規定により付された条件を満たしたうえで、白河市小グループまちなか活動支援事業補助金交付申請書（第7号様式）を、市長に提出しなければならない。市長の定める期間内に、交付申請書の提出がないときは、市長は、受給資格の認定を取り消すことができる。

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条の交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付決定を行い、白河市小グループまちなか活動支援事業補助金交付決定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の交付)

第13条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、市長が必要と認める場合は、概算払いの方法により補助金を交付することができる。

2 補助金の交付決定を受けた受給資格グループ（以下「補助事業グループ」という。）が、概算払いを受けようとする場合は、白河市小グループまちなか活動支援事業補助金概算払請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(受給資格及び交付申請の取下げ)

第14条 補助事業グループは、第11条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出することにより、申請の取り下げをすることができる。但し、申請を取り下げた場合は、受給資格を取り消すものとする。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(事業の着手報告)

第15条 補助事業グループが補助事業に着手したときは、白河市小グループまちなか活動事業着手報告書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の内容変更等)

第16条 補助事業グループは、補助対象事業の全部又は一部について内容を著しく変更しようとするとき、又はそれが見込まれるときは、あらかじめ白河市小グループまちなか活動事業内容変更承認申請書（第11号様式）を市長に提出し、その承認を受

けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を調査及び審査の上、適当と認めるときは変更決定を行い、白河市小グループまちなか活動事業内容変更承認通知書（第12号様式）により、補助事業グループに通知するものとする。
- 3 市長は、前項の調査及び審査の結果、変更を不相当と認めるときは、交付決定及び受給資格認定を取り消すものとする。

（事業の完了及び実績報告）

第17条 補助事業グループは、当該補助対象事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日、又は補助金の交付を申請した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、白河市小グループまちなか活動支援事業補助金実績報告書（第13号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 白河市小グループまちなか活動事業完了報告書（第14号様式）
- (2) 白河市小グループまちなか活動事業収支決算書（第15号様式）
- (3) 補助対象事業に係る支出を証する書類の写し
- (4) 補助対象事業の実施状況を撮影した写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第18条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の効果が、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、白河市小グループまちなか活動支援事業補助金交付確定通知書（第16号様式）により補助事業グループに通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第19条 補助事業グループは、前条の規定により補助金の額の確定があったときは、白河市小グループまちなか活動支援事業補助金請求書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第20条 市長は、補助事業グループが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の受給資格並びに交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されている補助事業グループに対し、規則第20条の規定により当該補助金の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、認定、交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

(関係書類の整備等)

第21条 補助事業グループは、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第22条 補助事業グループは、補助事業の完了後においても、補助金交付の目的に従って、補助事業により取得した財産の効率的運用及び適正な管理を図らなければならない。

(処分の制限)

第23条 規則第21条ただし書に規定する市長が定める期間並びに同条第2号及び第3号に規定する市長が定める財産は、次のとおりとする。

財産の種類	処分の制限を受ける期間
取得価格が1万円以上の物品	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている財産の処分制限期間

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、市長は補助事業グループに対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることがある。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日をもって、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に補助金の交付の決定を受けた者については、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	内容
謝金	専門家や出演者への謝金
旅費	専門家や出演者に対する交通費
宿泊費	専門家や出演者に対する宿泊費
通信運搬費	郵便料金、切手、ハガキ購入費用、運送代等
広告宣伝費	ポスター・チラシ等のデザイン、折込広告、広告掲載、ホームページ制作等、宣伝に要する費用
印刷製本費	資料のコピー代、チラシや報告書等の印刷製本費
消耗品費	消耗品購入費（補助対象事業のみに使用されたものに限る。）
備品購入費	備品購入費（補助対象事業のみに使用されたものに限る。）
委託費	企画の立案及び業務の委託に係る費用（専門的技術を必要とする場合に限る。）
店舗等賃借料	10日間以内の店舗等の賃借料（敷金、礼金や保証金を除く。）
会場使用料	会場の借上げ料
設営費	看板、装飾、音響設備等の機材に係る工事費及びレンタル料等
機器借上・借損料	機械・機器のリース料等
雑役務費	補助対象事業の遂行に必要なアルバイト賃金（全体の事業経費の20%以内に限る。）
市長が必要と認める経費	その他市長が必要と認める経費